



新発田民主商工会
新発田市豊町2-3-3
Tel0254-22-4390
FAX 22-4705
2020.3.23
No 2196

「納税緩和措置」を活用しましょ

国税庁「適用に柔軟に対応」

国税庁は、新型コロナウイルスの影響により納税が困難になっている納税者から納付相談があつた場合、早期かつ柔軟に対応し「納税緩和措置」を適切に適用するよう各國税局に指示をだしました。

この「納税緩和措置」は、災害や病気などにより国税を一時に納付することができない場合や、国税を一時に納付することで事業の継続や生活の維持が困難になるおそれがある場合に、税務署に申請することにより納税または換価が猶予される制度です。

猶予が認められると、原則1年間納税が猶予され分割納付できます。(状況に応じて更に1年間猶予)また、猶予期間中の延滞税の一部が免除され、財産の差し押さえや換価(売却)が猶予されます。

消費税率引き上げで景気が落ち込んでいる上に、新型コロナウイルスによって経営に大きな影響が出ている方も多いと思います。積極的に納税緩和措置を活用しましょう。



「申告書控え」「受付書」を

民商事務所に取りに来てください

お預かりした申告書は3月13日に税務署と市役所に提出してきました。

受付印が押された「申告書等の控え」または「受付書」をお返します。平日の午前9時から午後6時間に事務所まで取りに来てください。(この時間に来所できない方はご連絡ください)

労働保険 年度更新のご案内

民商の労働保険事務組合に委託している事業所の「年度更新」手続きを左記の日程で行います。

日時 4月7日(火)、10日(金)

14日(火)※午前のみ

17日(金)、21日(火)

午前10時～12時、午後1時30分～4時30分

会場 新発田民商 事務所2階

事業所ごとの手続きの日時や、必要なものについては、個別に送付される案内をご確認ください。

4月から 高年齢労働者も

雇用保険の高年齢被保険者(満64歳以上)の保険料はこれまで免除されていましたが、経過措置の終了により、今年4月からは保険料が発生します。

今年4月1日以降に締め切り日が到来する給与から、該当する労働者の給与から雇用保険料を徴収することになりますのでご注意ください。
ご不明な点は民商までお問い合わせください。

今後の日程

確定申告・納付の期限延長

所得税、消費税(個人事業者)、贈与税の確定申告・

納付期限は4月16日(木)まで延長になりました。

振替納税の口座振替日は、所得税が5月15日(金)、消費税は5月19日(火)です。

- 3月24日(火)：「換価の猶予」学習・相談会
- 3月26日(木)：共済会三役会
- 3月27日(金)：婦人部役員会
- 3月28日(土)：事務所は休みとなります